

「自動運転車（レベル3）及びその機能の表示に関する 規約運用の考え方」の策定について

—「運転支援機能（レベル2まで）の表示に関する規約運用の考え方」も見直し—

当協議会は、自動運転車（自動運転化技術レベル3）の機能や運転操作の主体等について、一般消費者への理解促進を図るとともに、過信や誤解を招くような表示が行われることのないよう、その機能等について表示する場合の必要な表示事項及び表示内容並びに表示方法等について定めた、「自動運転車（同レベル3）及びその機能の表示に関する規約運用の考え方」を策定いたしました。また、運転支援機能（レベル2まで）と自動運転機能（レベル3以降）の違いを明確にするため、併せて「運転支援機能（同レベル2まで）の表示に関する規約運用の考え方」についても見直しを行いました。

会員各社におかれましては、本考え方にに基づき、適正な表示に努められますよう、お願いいたします。

<規約運用の考え方のポイント>

■条件付自動運転車（レベル3）及びその機能について表示する際の表示事項

<表示方法については、媒体毎に定める>

- ①「条件付自動運転車（限定領域）」、または、「条件付自動運転機能（限定領域）」の呼称
- ②条件付自動運転機能の作動範囲（「高速道路渋滞時」等）
- ③機能の内容に関する説明
- ④機能の作動条件（ODD：運行設計領域）や作動しない条件
- ⑤「システムによる運転の継続が困難になった場合は、ドライバーが運転操作を引き継ぐ必要がある」旨など

■運転支援機能（レベル2まで）の表示に関する規約運用の考え方の見直しのポイント

- ①運転支援車の機能について表示する際は、「運転支援機能である」旨を表示すること
- ②新聞、チラシ広告等においても、「自動ブレーキ」の文言は使用しないこと
（「被害軽減ブレーキ」、「衝突被害軽減ブレーキ」等の用語を使用することとする）

なお、表示方法の詳細につきましては、当協議会のホームページをご覧ください。

[<資料1>規約運用の考え方](#)

[<資料2>規約運用の考え方に基づく表示内容等](#)

[<資料3>媒体毎の表示事項・方法等一覧](#)

[<資料4>規約運用の考え方に基づく表示例](#)

本件に関する問合せは、

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112